

# 進路指導だより

～一人一人のよりよい生活を考えて～

令和6年9月30日発行

茨城県立結城特別支援学校

進路指導グループ

## 7月24日 福祉施設説明会開催

説明会

7月24日に、福祉施設説明会が本校体育館で行われました。たくさんの施設が来校され、対面で、詳しい説明や質疑応答が行われました。また、たくさんの保護者や児童生徒の参加があり、午前の部で3つ、午後の部で3つと、最大6つの施設の説明を聞くことができました。本校の職員も研修の一環として参加しました。

今回の説明会は、初めて知る施設があったり、新しい情報を得たり、有意義な時間になったことと思います。これをきっかけとして、見学や利用、進路選択に活用していただけたら幸いです。また、開催後のアンケートでは、「同じサービスを提供していても、福祉施設によって作業内容が異なることがわかった」等の感想をいただきました。今後は、小中学部のより多くの保護者の皆様のご参加をお待ちしております。

ご協力いただきました施設、保護者の皆様、大変ありがとうございました。



参加施設…結城・筑西・桜川・下妻・八千代・常総・つくば・守谷・五霞・栃木



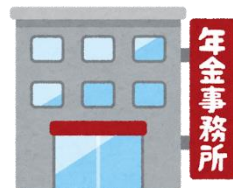
## 教えて! 障害基礎年金



参考: 日本年金機構  
「障害年金ガイド」

障害基礎年金とは、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師(以下「医師等」といいます)の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受け取ることができる制度があります。また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

障害基礎年金は、次の条件1~3の全てに該当する方が受けられます。



### 1 障害の原因となった病気やけがの初診日がいずれかの間にあること。

○国民年金加入期間

○20歳前または60歳以上65歳未満(国内に住んでいる方のみ)の年金未加入期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く。

## 2 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表の1級または2級の状態に該当している。

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受けることができる場合がある。

## 3 保険料の納付要件を満たしていること。20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要。

### 『障害年金が受けられる障害等級について』（障害認定基準の例：知的障害）

療育手帳 の程度とは 異なります。	障害の程度	障害の状態
	1級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの	

※知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいいます。

※認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断されます。

### 『障害基礎年金の年金額』

障害の程度	年金額	
1級	1,020,250 円（年額）	2カ月に1度 約 17 万円
2級	816,000 円（年額）	2カ月に1度 約 13 万円

※ 年金額は令和6年度の金額です。

※ 年金は、偶数月の 15 日の支払いです。

障害基礎年金  
には、請求手続  
が必要です!!



### 『障害基礎年金請求に必要な書類』（主なもの）

#### ○年金請求書

○受診状況等証明書（20歳前障害の場合、20歳前に受診していることが診断書に記載してあれば不要になる）

#### ○診断書（医師に依頼して記入してもらう）

→初診では診断書の作成ができないことがあります。20歳前に一度精神科等を受診しておくことをおすすめします。

#### ○病歴・就労状況等申立書（請求者が記入する）

→母子手帳、学校での記録（連絡帳、教育支援計画）、これまでの診断書、発達検査等の記録などが参考になります。

#### ○療育手帳（コピー）

#### ○住民票、本人名義の預金通帳



### 【進路指導グループより】

お子さまの進路に関するご相談やご質問等がございましたら、連絡帳をとおして、担任の先生にお知らせください。また、右のQRコードは、進路指導主事宛のメールを作成します。こちらもご活用ください。

保護者の皆さんが知りたい情報を進路指導だよりで発信・共有していきたいと思えます。ご協力くださいますよう、お願い致します。



<https://mail-to.link/m8/f1komk>